

令和7年(2025年)12月1日
厚生委員会資料
健康福祉部障害福祉課

(第111号議案)

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため。

2 改正の内容

法「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改めることに伴い、本条例において規定している当該引用条文に項ずれが生じたため、所要の規定整備を行う。（第44条関係）

3 新旧対照表

改正案	現行
目次（略）	目次（略）
第1章（略）	第1章（略）
第2章 指定福祉型障害児入所施設	第2章 指定福祉型障害児入所施設
第1節・第2節（略）	第1節・第2節（略）
第3節 運営に関する基準	第3節 運営に関する基準
第7条～第43条（略）	第7条～第43条（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第44条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、 障害児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲 げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響 を与える行為をしてはならない。	第44条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、 障害児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行 為その他当該障害児の心身に有害な影響を与 える行為をしてはならない。
2（略）	2（略）
第45条～第53条（略）	第45条～第53条（略）
第3章・第4章（略）	第3章・第4章（略）
附 則（略）	附 則（略）
<u>附 則</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	